

# ケアマネ SAPPORO

2022.1.17 発行 第131号

発行

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F  
TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

日本介護支援専門員協会より	1	東区	コロナ禍におけるフレイル予防に関する取組	5
札幌市からのお知らせ	3	白石区	事例検討会を通じてのつながり	6
地域包括支援センターの取り組み		手稲区	介護支援専門員と医療機関の連携強化に向けて	7
・中央区 独居高齢者への支援体制の構築	4	西区	西区の各種地域ケア会議を通じて取り組んだ、認知症支援活動について	8

## 日本介護支援専門員協会の活動

一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長 柴口 里則



### ○ はじめに

貴方は仕事に自信を持ちたいと思いませんか？  
貴方は利用者から信頼されたいと思いませんか？  
将来、貴方の子供や孫たちに、介護支援専門員だったと誇れるようになりたくないですか？  
そんな介護支援専門員の思いを実現するため全国の仲間が一つになった組織、それが「日本介護支援専門員協会」です。

### ○ 組織のそれぞれの役割について

札幌市介護支援専門員連絡協議会のホームページには「市民の市民による市民のための介護文化の創造」と掲げられています。札幌市をはじめとする市区町村の介護支援専門員協会の主な活動は「介護支援専門員に対する地域での活動支援と環境作り」です。そのために、介護保険事業計画策定過程での参画や市区町村行政との協議、市区町村の介護保険事業への提言を行い、また、地域の情報提供や社会資源の開発、地域課題の提言等がされていることでしょう。

北海道介護支援専門員協会をはじめとする都道府県介護支援専門員協会は、「地域支部の活動支援と介護支援専門員の資質向上と業務支援」をするために、介護保険支援計画策定への参画や都道府県行政との協議を行い、また、法定研修の実施や資質向上への取組み、条例等への提言案の作成や調査研究事業を行っています。

日本介護支援専門員協会の役割は「都道府県支部の活動支援と介護支援専門員の地位向上と制度設計」です。そのために、社会保障審議会等への参画を行い、また制度改正及び報酬改定に対する提案をしたり、各種研修体系整備を行ったり、調査研究事業の実施、介護支援専門員に関わる社会的地位向上への取り組みを行っています。

日本介護支援専門員協会は、介護支援専門員の介護支援専門員による介護支援専門員のための協会です。

それぞれの組織が連携することにより、介護支援専門員の職能の強化や質の向上が図られるのです。

### ○ 介護報酬改定に向けた協会の活動について

令和3年度の介護報酬改定では、居宅介護支援の基本報酬が1.7%~1.8%の引き上げとなりました。法改正では利用者負担導入が見送られ、基本報酬増は難しいとの見方もあるなか、全体の改定率(+0.7%)を上回る引き上げ幅を実現できたのは、粘り強く国との折衝を行ってきた成果だと自負しています。ここで満足することなく、介護支援専門員の処遇改善が図られるよう、要望を続けていきます。

今回の介護報酬改定に向けた協会の活動を時系列で紹介します。

年月日	活動内容
平成31年1月10日 (モニター調査)	頻回な生活援助の届出について
平成31年4月24日~ (モニター調査)	サービス事業所の費用情報が利用者によるサービス選択に与える影響に関する実態調査
令和元年10月16日 (要望書等)	介護分野の文書に係る負担軽減に関する意見書を提出
令和元年11月27日~ (調査)	介護支援専門員処遇状況等の調査について実施(会員対象)
令和元年12月11日 (モニター調査)	ICT等の活用による生産性向上に向けての実態調査
令和2年3月30日~ (調査)	介護支援専門員研修の開催状況に関する調査(都道府県支部対象)
令和2年4月13日~ (調査)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応状況調査(都道府県支部対象)
令和2年7月6日~ (モニター調査)	サービス利用の実態に関する調査
令和2年7月7日 (記者会見)	第12回社員総会に関する記者会見
令和2年8月4日 (調査)	令和3年度介護報酬改定に向けた意向調査実施(都道府県支部対象)
令和2年8月12日 (調査)	介護保険制度改正及び介護報酬改定に関する調査実施(会員対象)
令和2年9月4日~ (モニター調査)	訪問介護の通院等乗降介助における病院間等の利用ニーズ把握のための調査

令和2年9月29日 (要望書等)	厚生労働省老健局長へ令和3年度介護報酬改定に関する要望書を提出
令和2年10月12日 (記者会見)	「令和3年度介護報酬改定にあたっての要望」の提出に関する記者会見
令和2年10月28日 (モニター調査)	主治医との計画書(ケアプラン)の交付における連携についての調査
令和2年11月5日 (モニター調査)	居宅介護支援の実績に関する調査
令和2年11月4日・12日 (要望書等)	自由民主党「日本ケアマネジメント推進議員連盟総会」に出席(日本介護支援専門員連盟役員同行)
令和2年11月26日 (要望書等)	社会保障審議会介護給付費分科会に令和3年度介護報酬改定に関する要望書を提出
令和2年12月17日	介護報酬の改定率について(都道府県支部長あてに通知)
令和2年12月23日	令和3年度介護報酬改定に関する審議報告について(都道府県支部長あてに通知)
令和3年1月12日	令和3年度介護報酬改定の経過について(都道府県支部長あてに通知)
令和3年3月1日 (記者会見)	「令和3年度介護報酬改定」に関する記者会見

以降も、令和3年4月30日「居宅介護支援費の利用者負担導入論についての意見表明」、令和3年8月18日「緊急調査、通所介護「入浴介助加算(Ⅱ)」の算定について」、令和3年9月17日「介護報酬における基本報酬上乘せ評価継続にあたっての要望」、令和3年11月18日「介護職等の公的価格評価検討対象職種への追加要望について」、同日「令和4年度予算・税制改正に関する要望」等を行ってきました。

また、介護報酬改定に合わせ「指定居宅介護支援ご利用契約書」「居宅介護支援重要事項説明書」「特定事業所加算(A)算定のための連携協定書」の様式や、「介護サービス計画書」の様式の一部改正に伴う記載例を作成し、会員専用 My ページに掲載しました。要望書等は日本介護支援専門員協会ホームページ(<https://www.jcma.or.jp/>)にも掲載していますので、是非、一度、ご覧ください。

## ○ 会員数について

平成29年度、北海道介護支援専門員協会に所属されている全会員が日本介護支援専門員協会の会員となり、会員数が飛躍的に増えました。

また、今年度は全国的に会員数が増え、昨年度よりも多くの方が入会してくださっています。一人でも多くの方と一緒に活動ができることをありがたく思っています。

## ○ 今後の主な活動について

- ・ワークサポートケアマネジャーの養成  
(当協会が養成・認定・更新制度を行う独自の資格)  
介護支援専門員の専門性を活かし、介護離職に悩む企業や家族介護者を支援し、介護と労働の両立を支援するスペシャリストを育成し、新たな職域を確立します。
- ・生涯学習体系の構築  
人材育成のための研修制度を確立させます。任意の受講となりますが、受講段階に応じ認証制度も創設します。
- ・災害支援  
災害対応マニュアル第5版を令和3年8月に発刊しました。おかげさまですでに多くの方にご購入いただいています。

また、新型コロナウイルス感染症対策等の相談・質問チャットボットを設け、当協会ホームページにて、感染防止対策に関する疑問・不安について日時を問わず自動応答しています。皆様から寄せられる相談・質問をもとに随時アップデートしていますので、お気軽にご相談ください。

### ・シンクタンク機能の構築

制度改正や報酬改定の議論の場で、介護支援専門員の実際の業務実態等を客観的なデータを分析し、それらを基に論理的に介護支援専門員の議論を進める資料を提供する大切な機関となります。

## ○ 職能団体としての日本介護支援専門員協会

「入会するメリット」という声があることを認識していますが、最大のメリットは、自分達の地位そして仕事を守ることではないでしょうか。

具体的には、制度設計や報酬改定へ自分たちの声を反映させること、介護支援専門員の地位を向上させること、介護支援専門員の資質向上のための研修と情報開示が必要だと考えています。

会員と会費が組織の力になります。それは、会員(数)が協会の“力”のバロメーターになることです。会員(数)の多寡が、会の力量と所属する会員であり、専門職の意識のレベルを表します。また、会費は協会の“活動”の源となります。

会費は自分の資格、そして自分が仕事しやすい環境作りのための投資と考えてください。

今、介護支援専門員に言われていること、起きていることの当事者は皆さん自身です。

変えたいのに変えられないことの原因を他人や環境の責任に転嫁していませんか？

何をすれば良いのかわからない、その答えとは、他人に教えてもらうのではなく、自ら解答を導き出していくものです。

未来をより良くする為に一緒に活動しましょう

## ○ 私たちの5つの約束について

国民のみなさまへのメッセージを掲げています(ホームページにも掲載しています)。

私たち介護支援専門員は、あなたらしい生活を応援します  
私たち介護支援専門員は、災害時や感染症禍の中でも支援を止めません

私たち介護支援専門員は、人生の最終段階までの伴走者です

私たち介護支援専門員は、身近で相談しやすい存在です

私たち介護支援専門員は、常に質の向上をはかります

## ○ 最後に

今年6月の社員総会で、再選し、3期目となる会長職を拝命いたしました。これからの2年間も引き続き、介護支援専門員という尊い仕事の原点を踏まえつつ、皆様が地域の中で日々孤軍奮闘し、素晴らしいチームを築き、その扇の要として力を尽くされているのと同じように、私は、この大きなチームの扇の要となり、引き続き責務を果たせるよう尽力いたしますので、よろしくお願いいたします。

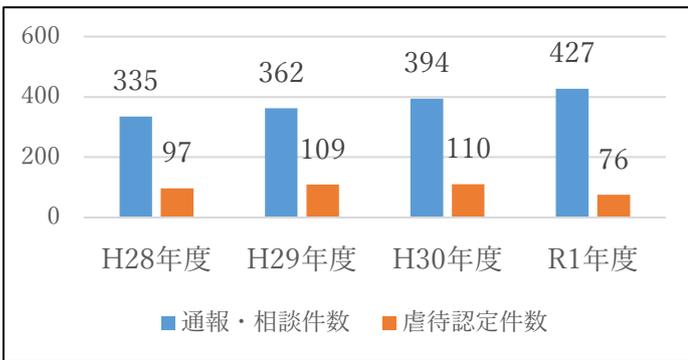
## 札幌市からののお知らせ～高齢者虐待の防止について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成18年4月に施行されてから、10年以上経過しました。高齢者虐待対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行うものです。そのため、高齢者の安全・安心の確保はもちろん重要ですが、高齢者の日常生活において何らかの世話をする「養護者」（虐待する側の者）への支援も、生活の再構築に向けて重要です。

高齢者が重度の要介護状態にあたり、養護者に認知症に対する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、養護者自身が支援を要する障がいの状態や経済状況にあるなど、高齢者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な相談、助言等の支援を行うことで、高齢者に対する虐待も予防できると考えられます。

厚生労働省による令和元年度の高齢者虐待調査結果によると、在宅において高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等の「養護者」による虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数いずれも過去最多となっています。札幌市の状況は以下のとおりであり、全国と同様の傾向となっております。

### 【札幌市における高齢者虐待の通報・相談件数と虐待認定件数(世帯数)】



被虐待者（虐待を受けた高齢者）の状況は下記のとおりとなっておりますが、介護認定を受けている方は9割を超え、さらにその中で介護保険サービスを受けている方は84.7%を占めており、ケアマネジャーが発見に至った事例が多く、高齢者虐待の早期発見、通報におけるケアマネジャーの役割はとても重要です。

### 札幌市における被虐待高齢者の状況（令和元年度）

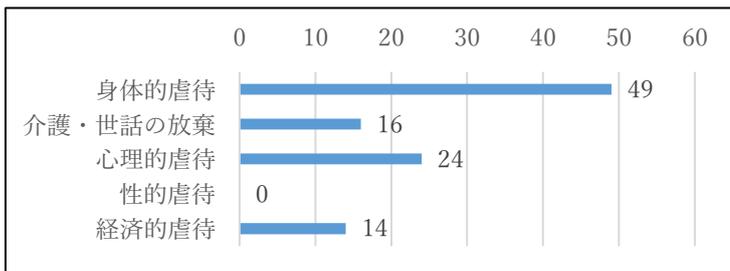
#### 【年齢】

69歳以下	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
3	26	36	12	77

#### 【性別】

男性	女性
15(19.5%)	62(80.5%)

#### 【虐待の種類】※重複あり



身体的虐待	暴力や身体拘束など
心理的虐待	暴言、無視するなど
経済的虐待	必要な金銭を使わせないなど
ネグレクト	食事を与えない、必要な介護サービスを利用させないなど
性的虐待	わいせつな行為の強要など

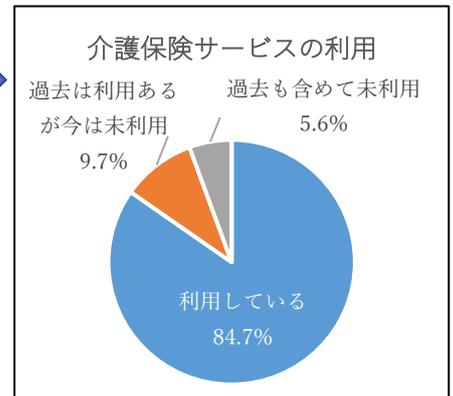
#### 【介護認定】

新型コロナウイルス感染症が流行し始めた令和2年の初めからは、感染拡大に伴い、被虐待者の介護保険サービスの利用が減少し家庭で介護する時間が

介護認定済み	72(93.5%)
介護認定なし	5(6.5%)
申請中・不明	0(0.0%)

増えたり、虐待者の仕事が減り経済的な余裕が無くなる等の理由から、介護者の介護負担を増大させ虐待に発展する事例が確認されています。

ケアマネジャーは、ケアプラン作成のために、高齢者や養護者の関係性を含め、多様な視点、角度からのアセスメント、モニタリングを行います。これらの専門的な活動の中で、「何かありそうだ」「何か変だ」と気づくことが、虐待の早期発見や防止に大きな役割を果たします。「気づき」があれば、事業所内で情報を共有するとともに、地域包括支援センターや区保健福祉課へご相談ください。今後ともケアマネジャーのみなさまのご協力をいただきながら、高齢者虐待の防止に努めます。



<札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課>

## ～独居高齢者への支援体制の構築～の取り組みについて



中央区第1地域包括支援センター センター長 松本 美子

皆様こんにちは。中央区第1地域包括支援センターの松本です。

中央区は～独居高齢者への支援体制の構築～の取組についてご紹介させていただきます。

中央区の概要から。

市内中心部に位置し医療機関やサ高住が多く交通網も整備され買い物などの利便性が高いという特性があります。そのため転入超過の区であり、高齢者も同様に終末期になり身内の方を頼りに、あるいは利便性を求めて、またはこれまでの生活を改めるため転居される方などおられます。住宅はマンションや賃貸アパート、サ高住などそれぞれのライフスタイルに合わせて選択されています。しかしながら中央区は開拓の中心地でもあり生まれながらの区民として戸建に住み続けながら街並みの変遷を流暢に語ることでできる高齢者も少なくありません。中心部に位置しながら今にも崩れそうな築100年のご自宅で生涯を全うされた方もおられます。中央区は背景が様々で多様な価値観とそれに合わせた距離感で生活する地域と言えるでしょう。

また統計データから中央区の特性を抽出すると高齢化率は24.1%と市内では最も低いのですが、町内会加入率は10区中9位と低く地域の見守りは手薄な中で、独居高齢者の割合は10区中1位となっており、関りを拒否する方については重症化してからの相談が後を絶たない状況です。

そのため区内の地域包括支援センターでは独居高齢者への支援強化のために様々な取組をしております。

まず中央区地域ケア推進会議で検討された内容についてご紹介をいたします。

平成30年度は「身寄りがいない高齢者を地域でどのように支えていくか」検討し、身寄りがいないことで入院や入所に支障が出ていること等共有され介護保険者証に居宅介護支援事業所と担当介護支援専

門員名の記載することで医療介護地域の連携強化を図ることとしています。

令和元年度の中央区地域ケア推進会議では「交流の場を深める集いの場づくり」について検討され、その中で介護支援専門員連絡協議会中央区支部の委員から高齢者に集いの場や相談機関等の情報を届ける必要性についてご意見をいただきました。会議後に社会福祉協議会が、相談先ちらしの配架協力を薬局に依頼、それをきっかけに包括職員等が連携強化を図るため薬局訪問を実施しております。

更に令和2年度の中央区地域ケア推進会議ではコロナ禍に突入し「高齢者が孤立しない地域づくり～新型コロナウイルス禍においてできること～」をテーマに会議開催し、イベントを縮小して継続できている活動や高齢者のニーズに応じた対策の必要性を共有しております。

また区地域ケア推進会議以外での活動としてはセーフティーネットワークの重層化があります。心配高齢者の情報提供については、本人、家族、近隣住民、通院先の医療機関などがあげられますが、現状では高齢者の見守りを網羅できていません。

マンション管理組合や薬局に包括チラシを配布し連携を依頼しております。その結果として心配高齢者の相談を管理人や薬局からも受けることができるようになっております。更には薬剤師からの要望もあり合同研修会も開催し各機関の役割理解と連携を深めること機会とすることができております。

また家族からも相談を受けやすいようにショッピングセンターを会場にパネル展を開催したり、地域包括支援センターのHPを刷新して利便性の向上を図るなど各包括が工夫しております。地域包括ケアシステムの体制整備としてはまだまだ課題山積の状況ではありますが、今後とも皆様のご協力を得て活動していきたいと思っております。



## コロナ禍におけるフレイル予防に関する取組

東区第2地域包括支援センター センター長 石谷 タ子

みなさま、いつも大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染防止に配慮しながらの支援に日々ご苦労されたことと思います。

感染への恐怖心から通所サービスの利用を中止したり、楽しみにしていたサークルや老人クラブなどの活動が中止となり、外出や活動の機会がめっきり減ってしまった方がいらっしゃることでしょう。

地域包括支援センターには日々いろいろな相談が寄せられます。以前は心身機能の維持向上を目的とした通所サービス利用の相談が多くありましたが、ここ最近では活動量の減少により機能低下がみられ、ヘルパーを利用したいとの相談が増えてきているように感じます。

これらの状況は、単に相談内容の変化という点ではなく、高齢者を取り巻く、家族や地域を含めた全体の環境変化の要因が考えられます。

各区の地域包括支援センターではこれら区全体の地域課題を検討する「区地域ケア推進会議」を開催しております。

東区地域包括支援センターでは、令和2年度、「新型コロナウイルスの感染予防のため、集いの場が無くなり、孤立した高齢者がフレイルを進行させてしまう危険性がある」との課題に関する検討を行いました。

要因として、

- ①新型コロナウイルスの感染拡大防止のため集いの場の減少
- ②介護サービスの休止
- ③感染予防のため受診控え
- ④自分の判断で服薬を止める
- ④正しい情報が伝わらないといった悪循環が起きていると考えました。

検討の中で、コロナ禍の課題の背景には新型コロナウイルスそのもののことや予防方法を正しく理解できていないという意見が多く、テレビの報道番組に振り回されているのではないか。その結果、フレイルの悪化に拍車をかけている状況にあるといった意見をいただきました。

フレイル予防には3要素「運動」「栄養」「社会参加」を感染症に気を付けながら個人の生活に取り入

れていくことをどのように支援していくか考える必要があり、フレイルをどう伝えていくか、を考えていく必要があるとの結論に至りました。

令和3年度に入っても感染状況は続いており、介護予防教室や自主サークルの活動を縮小せざるを得ない中、介護予防センターのみなさんは、工夫を凝らしてつながりや介護予防の活動を続けていました。例えば、「Zoom を活用したオンラインすこやか倶楽部」「三密を避けた屋外での体操教室」「コミュニティ FM 局でのラジオで介護予防」や「会館等にクイズを置き、外出とクイズを楽しみながら閉じこもりを防ぐ、地域資源を活用した外出機会の創出」等様々な介護予防活動を行ってきました。

これらに参加し、つながりを持つことができると良いのですが、「資源につながっていないと思われる高齢者」や「どの様に取り組んでいいのかわからない、外出を控えている」というような方々への支援をどのように行っていくと良いかが新たな課題となりました。

令和3年度の東区地域ケア推進会議では、

- ①『フレイル予防』の重要性を地域住民に伝えることができる周知媒体の検討。
- ②コロナ禍においても高齢者と関わる社会資源とのネットワークを広げ、課題を抱える高齢者に対しての周知や早期発見につながる活動を目指した内容で開催する予定です。

生活機能の低下は早期に取り組めば予防できるものが多いと言われています。また、介護や支援を必要としている人でも介護予防を行うことで、元気を取り戻したり、状態の悪化を防ぐことができます。

また、東区以外では、コロナ禍におけるフレイル予防ばかりではなく、自立支援、重度化防止に向けた検討を地域ケア推進会議で行っています。

さらに個別地域ケア会議では、アドバイザーにも参加いただきながら自立支援に向けた検討を行います。介護支援専門員の皆様の事例も対象となります。お住まいの地域の包括支援センターにお声掛け下さい。一緒に考えましょう！



## 事例検討会を通じたのつながり

白石区第1地域包括支援センター 主任介護支援専門員 中村 伴則

2006年（平成18年）の大幅な介護保険制度改正により、新たに創設された「主任介護支援専門員」の制度が導入されました。

また、特定事業所加算も新設され、事例検討会の実施なども算定要件となりました。

白石区として主任介護支援専門員の機能を果たすため、2006年（平成18年）から地域の主任介護支援専門員の資質向上のために、自主組織として月1回勉強会との名目で有志の主任介護支援専門員が集まったのが現在の主任介護支援専門員の事例検討会の先駆けです。

当初は10名程度からスタートしました。スーパービジョンが担えるように学ぶ機会を作り、質の高いケアマネジメントを実施するため、講師を招いての学習やお互い事例を持ち寄り切磋琢磨しながらサービスの質やトラブルへの対処能力を向上していけるように積み重ねを行ってきました。

2012年（平成24年）より地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が中心となって「白石区主任介護支援専門員の会」（通称：しろっぴーず）を発足しました。

「質の高いケアマネジメントを実施」「地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上」「主任介護支援専門員のネットワークの構築」「事例を通じて資源創出あるいは見直し」を目的として、事例検討を研修の核に据えたのもこの頃です。

発足当初は、3~4か月に一回のペースで、勤務時間外での事例検討会でしたが、職員の負担を考慮して勤務時間内に変更しています。

事例検討会の方法として、野中式事例検討を参考して事業所が取り入れやすく事例提供者に負担がかからないように時間短縮や試行錯誤を重ね、白石区オリジナルの内容として現在も行っています。

2016年（平成28年）より主任介護支援専門員の更新研修導入に伴い、各地域包括支援センターを主として代表1名ずつ、3包括エリアの居宅介護支援事業所1名ずつメンバーを選出して、事務局として運営してまいりました。地域包括支援センターは1年ごとに交代（継続可）、居宅介護支援事業所は2年ごとに交代していく形となっております。

司会・板書・事例提供の役割をローテーションで事務局が担い、自分たちの居宅介護支援事業所でもスムーズな事例検討が出来るように居宅介護支援事業所から募る事も行っています。司会は大変負担がかかりますので、講師がサポートしながら進行しています。

主任介護支援専門員が各事業所で事例検討会の司会進行が出来るよう、そしてスーパービジョンを通じてスーパーバイザーが抱えている問題の理解や指導だけではなく「何を考え、何を感じ、何を学ぼうとしているか」を汲み取りながら、スーパーバイザーの学びを深めるサポートが出来れば、介護支援専門員の技量の底上げに繋がり、バイザー自身も成長に繋がると思っています。

しろっぴーずが発足して8年が経過しました。10名程度から始まった勉強会が、「しろっぴーず」と名称変更し、現在では会員が100名を超えました。事例検討会には毎回30~40名の主任介護支援専門員が参加しています。

昨年からコロナウイルスの蔓延により集合での研修が難しくなりました。「コロナウイルスを理由に学ぶ機会や主任介護支援専門員との横の繋がりを切らすわけにはいかない」と事務局でも議論を重ね、最初は戸惑いや失敗もありましたが、ZOOMでの開催を行っています。形を変え事例検討会が実現できたのは、白石区の主任介護支援専門員の理解と協力があったの事思っております。

これからの日本は2025年、2040年問題に直面します。利用者様の取り巻く環境が複雑化し様々な問題が訪れる事でしょう。介護支援専門員として地域にお住いの利用者様の生活を支えていかなければなりません。問題や課題に立ち向かうためにはスキルアップが必要不可欠となります。白石区の介護支援専門員の一員として地域にお住いの利用者様の生活を守るために各事業所と連携を深め、一緒に成長できるように一つのツールとしてしろっぴーずの継続が必要と感じました。今後も会員が増え、色々な形で学ぶ場を皆さんと一緒に作って行けたらと思います。

## 介護支援専門員と医療機関の連携強化に向けて



手稲区第1地域包括支援センター 主任介護支援専門員 秋元 優佳

手稲区の地域包括支援センターの取り組みとして2014年度から手稲区内の居宅介護支援事業所ケアマネジャー（以下、ケアマネ）を対象に「疾病理解研修」を毎年開催しています。背景としまして、当時手稲区内では約28事業所に76名近くのケアマネが所属され、そのうち基礎資格が「福祉職」である方が9割でした。また、ケアマネが業務を進める上で困難や不安を感じていることに「医療との連携」を選択される方が多く、医療機関との連携はハードルが高いと思われる傾向にありました。

ケアマネは疾病の理解が少ないと医師や看護師よりご指摘を受けることもあり、医療との連携に対するハードルの高さはなかなか解消されていない現状でした。また、医療機関としての相談対応窓口などに関する連携のルールがありますが、その窓口がMSWや病棟NSであるなど医療機関ごとで違いがあったり、ルールが非公式であるため残念ながらルールを知らないケアマネが批判される現象もみられました。

医療機関としても、在宅支援の要となるケアマネと連携を取りたいとの意向はあり、これらの課題を解決する糸口として、札幌市医師会手稲区支部にご協力いただき、医師に研修会場にお越しいただくのではなく、ケアマネが医療機関へ出向いて疾病理解研修を受ける、研修の内容には必ず連携ルールの説明を含めていただくことを依頼しました。参加できなかったケアマネのためにもホームページ（以下、HP）を開設している医療機関には、連携ルールをHP上で公開していただくことも依頼し、広く周知しました。

これまで開催した疾病理解研修は以下の通りです。

### 手稲区内介護支援専門員向け疾病理解研修 一覧

2014年度	・高血圧 ・がん ・脳神経外科疾患
2015年度	・統合失調症 ・脳血管性認知症 ・痛みのコントロール ・腎機能と体液管理
2016年度	・うつ ・お薬手帳を読み解く ・腰部脊柱管狭窄症と腰部椎間板ヘルニア ・高齢者の腎機能低下 ・圧迫骨折
2017年度	・在宅緩和ケア～在宅緩和ケアクリニックとの連携～ ・高齢者のてんかんについて ・医師が伝えたい「いちからわかるリハビリテーション入門」
2018年度	・心不全の基礎とケア ・パーキンソンの向き合い方～一歩踏み込んだケアのために～

	・発達障害の基礎知識～ケアマネの対応におけるヒント～
2019年度	・高齢者の不眠 ・高齢者の頻尿 ・腎不全と透析
2020年度	・ケアマネが日常業務に役立つ「新型コロナウイルス」についての知識 ・看護師の視点からの精神科基礎 精神疾患を抱える利用者との関わりや制度について

医療機関へ出向く形の研修であるため、会場の都合上、人数を制限せざる得ない場合もありましたが、少人数参加の開催となったことで、担当しているケースに照らし合わせて具体的にイメージしながら研修を受けることができたり、また質問のしやすさ、実際に病院へ出向いたことで医療機関に対し感じられていたハードルの高さが解消されたなどの感想が、参加されたケアマネから多く聞かれました。

2020年度は新型コロナウイルスの影響により、医療機関へ出向く研修が難しい状況となり、残念ながら現在はオンライン開催となっています。

今年度のアンケートでは、手稲区内のケアマネの現場経験年数が5年以上のベテランが7割という結果であり、医療との連携に困難さを感じる方が少なくなると考えられます。しかし、今後学びたいこととして疾病理解を希望される方が多く、またここ数年の傾向として学びたい疾患が、高齢者に多い慢性的な疾患からうつ病や統合失調症、発達障害など精神科領域の疾病理解と対応方法についての希望が多くなっています。今後も精神科領域の疾患を抱える利用者様やご家族との関わりが増えていくことが予想されます。

地域包括ケア体制の構築には医療機関との連携は重要です。これからも、地域の主任介護支援専門員や介護支援専門員の皆様と協力させて頂きながらネットワーク作りを続けていきます。

以上手稲区の地域包括支援センターの取り組みの一つを紹介させていただきました。



\* 医療機関で疾病理解研修を開催した様子

## 西区の各種地域ケア会議を通じて取り組んだ、認知症支援活動について



西区第1地域包括支援センター センター長 海老 秀典

西区には3つの地域包括支援センターがあります。札幌市内の包括でも珍しく、3つとも受託法人が異なる事が特徴ですが、法人は違っても各包括の専門職同士、様々な活動を一緒に取り組み、地域住民や関係事業所に向けて種々の研修や講話を行っております。本文も3包括のセンター長と相談し作成しております。

西区の包括では地域ケア会議が始まって以降、各地域ケア会議を通じ西区内の共通課題について協議した結果、認知症に関する相談が地域住民から多い事を共有し、平成29年頃から地域住民に向けて早期発見と認知症に関する理解を深めるための集いの場の必要性について検討しました。

各機関、地域、団体が一丸となり認知症患者の支援に向け目指すべき姿について共通認識の足掛かりとしてキャッチフレーズを区のケア会議で検討し、「**やさしさ まごころのあるまち つくるべえ**」と決めて関係機関の共通認識に努めました。

(太字の部分と並べると西区のキャラクター、やまべえになります。) このキャッチフレーズは平成31年以降、認知症の方や家族への支援として西区の実施プランの一つとなっております。

次に認知症患者の見守りや支援に関するものとして、地域の幅広い世代に認知症に関する知識、気づきのポイント、声掛け方法などを掲載したリーフレットを作成、配布する事と致しました。

同時にアイキャッチ用ポスターも作成、QRコードも取り入れました。リーフレット作成について西区役所、包括支援センター、介護予防センター、西区社会福祉協議会が協働しPJチーム、TeamYMBE(チームやまべえ)を結成、札幌市認知症介護指導者・札幌

認知症の人と家族の会、ケア会議の委員を通じ意見徴収し以下の点を重視致しました。

- ・認知症に関する「気づき」、「見守り」、「相談先」を掲載する。
- ・A3サイズ二つ折り、事例もイラストを用いて見やすくする。
- ・キャッチフレーズを盛り込む
- ・認知症のチェックリストや気づきのポイントを入れる。
- ・西区の認知症に関して分野別の相談先を掲載する。レイアウトについて他の包括のリーフレットやチラシも参考にさせていただきました。

配布について単に配架するのではなく、西区役所、西区社協、西区包括で分担し持参し配架先の施設の人に主旨説明した上で配架する事で、顔の見える関係作りや施設に相談が寄せられた場合はご連絡いただけるように致しました。ポスター掲示、リーフレットを配布した効果として、リーフレットを見て認知症に関する相談が寄せられたほか、地域で認知症サポーター養成講座の開催希望、薬局の薬剤師にも配布した事で、実は気になる患者さんがいるなど改めてネットワークや相談ルートができた効果がありました。

今後も西区の包括支援センターは各包括、関係機関と協力し認知症や介護予防・セルフケア周知などにも取り組み、地域包括ケアシステムを推進していきます。



ケアマネ SAPPORO 2022.1.17 発行 第131号 

発行元：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集：一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

広報委員長：大木 雅広

広報委員：鈴木 晴美、長崎 亮一、大島 康雄、小川 美穂、若狭 敬志、藤田 和葉、今里 一章

E-mail：kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp

ホームページ：https://sapporo-cmrenkyo.jp/ (札幌ケアマネで検索可)

